平成２４年（フ）第５９２号
新潟市中央区弁天橋通３丁目２番１号　第３南風荘101号、前住所新潟市中央区関屋恵町11番28号　メゾン団九郎106号
債務者　石川　　亨
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９４号
新潟市北区木崎2898番地８
債務者　山中　啓嗣
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
新潟市東区松島１丁目６番４号　エステート森201、前住所新潟市東区紫竹７丁目27番20号　ハイツオリーブ101号
債務者　丸山　義光
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
新潟市西蒲区巻甲4427番地６
債務者　佐藤眞由美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
新潟市西蒲区巻甲4427番地６
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
京都府船井郡京丹波町須知鍋倉49番地１　プチメゾンキャトル101
債務者　ＴＫＣこと　小泉　徹弥
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
京都府亀岡市余部町中条15番地
債務者　カークリーンアップヤマダこと　山田勤也
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２号
京都府亀岡市千代川町小林北ン田68番地１
債務者　坂口　千津
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第７０４号
大阪府貝塚市南町16番２号、前住所大阪府貝塚市海塚３丁目17番３号
債務者　大塚美知子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
大阪府泉大津市下之町４番10号ファミーユ美津Ｃ―102号、前住所大阪府泉大津市東港町３番１号
債務者　遠藤由美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
大阪府岸和田市上松町848番地の１サンシティ205
債務者　植田　　恵（旧姓長永）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大阪府泉南郡熊取町長池１番２―402号
債務者　臼井　光義
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
大阪府岸和田市藤井町３―14―１―Ａ101、住民票上の住所大阪府岸和田市藤井町１丁目21番28号
債務者　佐藤真理子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
兵庫県西脇市郷瀬町669番地の90
債務者　梅原　法子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３６号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目５番２―204号　マンションみやぎ
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２７号
山口県下松市大字河内925番地15、前住所山口県光市室積６丁目15番23号
債務者　田代　和博
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２８号
山口県下松市大字河内925番地15、前住所山口県光市室積６丁目15番23号
債務者　田代登志子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部